

平成31年度放課後児童クラブ募集のお知らせ

○放課後児童クラブとは

町内の小学校に通う児童で、放課後及び学校休業日に、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、「遊び」・「生活」を通して児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

1 開設場所及び募集定員

| 児童クラブ名 | 開設場所 | 募集定員 |
|--------------|---|----------------------|
| 鏡石一小放課後児童クラブ | 児童ふれあい交流館（主に低学年） 一小体育館内ミートングルーム（主に高学年） | 150名 (小学校1年生～6年生) |
| 鏡石二小放課後児童クラブ | 鏡石第二小学校 | 60名(小学校1年生～6年生) |

※児童を安全に預かるため、入所人数によりクラブの場所は変更となる場合もあります。

2 対象児童(利用基準)

利用できる児童は次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 鏡石町内の小学校に在学している児童
- (2) 保護者等が就労などにより昼間家庭で保育できない児童

《就労時間等の具体的な審査基準》 ※①②両方の基準を満たす必要があります。

- ①1日4時間以上就労している日が原則月16日以上であること
- ②勤務終了時刻が午後3時以降であること

※保護者が育児休暇中は利用の対象となりません。

※宿題などの個人指導に応じることはできませんのでご了承ください。

3 児童クラブの利用要件及び利用できる期間

| 利用要件 | 児童クラブを利用できる期間 |
|-------------|------------------------------|
| ○就労(学)のため | 雇用(就学)の定めがある場合は、その月末まで |
| ○求職活動中 | 求職活動開始から3か月 |
| ○母親の妊娠・出産等 | 出産予定日の2か月前から出産2か月後の日が属する月末まで |
| ○病人の看護等 | 病気等が回復するまで |
| ○その他(家庭災害等) | 必要と認める期間 |

4 開設日および利用時間

| | 月曜日～金曜日 | 土曜日(ふれあい交流館のみ) | 長期休業・学校行事振替休日 |
|-------|-----------|----------------|---------------|
| 開設時間 | 放課後～18:30 | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 |
| 延長預かり | | 18:30～19:00 | |

※ 休館日 … 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで)

5 利用の種類

- (1)登録利用 … 月11日以上利用希望の方 (2)一時利用 … 月10日以内利用希望の方

6 利用手続

- (1)申込期間

平成31年度1月21日(月)から平成31年2月12日(火)まで(期限厳守)

※提出書類を期限までに全て揃えて提出してください。期限までに提出いただけない場合は、利用の優先度が低くなりますのでご注意ください。

- (2)申込先 ○新規申込 → 町福祉子ども課 ○継続申込 → 利用中の放課後児童クラブ

(3)提出書類（申込児童1人につき1組必要です。）

登録利用

- ⇒ ①放課後児童クラブ利用申込書
②誓約書
③就労証明書等
④委任状(未納や課税状況の調査委任)

※平成30年1月1日現在、鏡石町に住民登録が無かった方は以前お住まいの市町村から、(非)課税証明書等を取得し、町民税課税額の確認がとれる書類を提出していただく必要があります。

就労証明書等は下記の表より該当するものを提出してください。利用申込みをする児童が複数となる場合は、1人目は原本、2人目以降はコピーを添付してください。

| | 利用要件 | 必要な書類 | 備考 |
|--------------|---------|--------------------------|---------------------|
| 就労 | 会社員・パート | 就労証明書 | 事業所の方が記入したもの |
| | 産休中 | | |
| | 自営業・内職 | 現況(就労)証明書 | 事業主が記入(民生委員の証明が必要) |
| | 農業 | 耕作証明書 | 町農業委員会で発行 |
| | 職業訓練 | 訓練受講決定通知など | 受講内容・受講スケジュールのわかるもの |
| 就学など | | 在学証明書 | 在学を証明するものの写し |
| 妊娠中・出産 | | 出産(予定)児童の母子手帳の写し | 表紙と出産(予定)日のわかる部分の写し |
| 病気や病人の看護・介護等 | | 看護・介護を受ける人の診断書、障害者手帳等の写し | 病名等がわかる書類の写し |

○注意 同居している(65歳未満の)祖父母等がいれば祖父母等についても就労証明書を添付してください。なお、同居している祖父母等が就労していない場合、面倒をみるできない理由を「児童クラブ利用申込書」の「申込理由」の欄に具体的にご記入ください。(「病院・診療所への通院」だけでは理由になりませんのでご注意ください)

一時利用

- ⇒ ①放課後児童クラブ利用申込書 ②誓約書

※一時利用希望の方は①②のみの提出となります。

※申込書類について、内容に虚偽があった場合には、利用できないことがあります。

※家庭の状況等に変更があった場合や利用を取りやめる場合は、速やかにご連絡ください。

7 利用決定方法

書類審査により利用の決定をします。年度当初の児童クラブの利用決定は、申込書により放課後の家庭状況等を総合的に判断し、児童クラブの必要性が高い児童を優先して行います。申込の受付順ではありません。

また、登録児童が著しく増えた場合は、入所要件を満たしていても入所をお待ちいただく場合があります。受け入れ人数に空きができた際には優先順位の高い児童から優先して入所を決定します。

※児童心身の発達状態等により、集団での支援が困難であると判断される場合は、入所できない場合があります。

○利用決定の通知は3月上旬ごろを予定しております。

8 利用決定の取り消し

利用決定後、次に該当するときには決定を取り消す場合があります。

- ・児童クラブの利用要件を満たしていない場合
- ・申込書類に虚偽の記載があった場合
- ・児童が疾病、不良行為等により利用の対象として不相当である場合
- ・利用料等の滞納が続いた場合

9 利用料金

| 種別 | 登録利用 | 一時利用 |
|--------------|-------------------------|---------|
| ・利用料 | 月額 4,000円(町県民税非課税世帯は半額) | 1日 250円 |
| ・おやつ代・保護者会費等 | 月額 2,000円 | 1日 100円 |
| ・延長預かり | 一回 100円 | |

※課税非課税の判定は平成29年分(前年分)の所得を基準とします。

※保護者の送迎が遅れる場合は、延長預かり(午後6時30分から午後7時)を実施します。

・月額利用料は口座振替になります。口座振替の手続きについては、3月上旬ごろに別途お知らせいたします。

◎登録利用料の口座振替日 → 利用した月の月末

◎延長預かりの利用料の口座振替日 → 利用した月の翌月15日

※ 口座振替日が休日、祝日の場合は翌日になります。

12月の利用料のみ口座振替日は
25日となります

・おやつ代・保護者会費等については各クラブにおいて実費徴収となります。入所している児童クラブより集金袋が渡されますので、25日までに各児童クラブに納付してください。

10 注意事項

(1)一時利用について

一時利用とは、急用などで一時的に家庭での保育ができない場合、月10日まで利用できる制度です。利用日数が月10日を超えての利用が見込まれる場合は登録利用をお願いします。

※夏休み等長期休暇期間も、月10日以内の利用となりますのでご注意ください。

(2)児童クラブを欠席する場合

必ず保護者が連絡をしてください(児童が学校を欠席した場合も連絡をお願いします)。保護者からの連絡がなく、児童がクラブの欠席を申し出た時や、無断で帰宅した場合に起こった事故・トラブルについては責任を負うことができませんのでご了承ください。

(3)仕事が休みなどで保護者が在宅の場合は、できるかぎり家庭でお子さんと一緒に過ごすようにお願いします。

(4)児童クラブから帰宅する際には、保護者が送迎するようお願いいたします。

(5)「学習塾」などの放課後活動で退出する場合は「帰宅」扱いとします。

(6)4～6年生の利用

利用決定は家庭状況などを考慮したうえで、児童クラブの必要性が高い1～3年生の児童を優先とし、利用決定をします。申込をされても利用決定までにお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

●利用申込に関するQ&A

Q. 年度途中で利用申し込みをしたい場合はどうしたらよいですか？

A. 年度途中の利用申し込みについては、福祉こども課で随時受付しますが、利用開始希望日の10日前までにお申し込みください。申込み後、児童クラブと調整ができ次第利用決定をします。調整に時間がかかる場合もございますので、ご了承ください。

Q. 退所にはどのような手続きが必要ですか？

A. 児童クラブ利用解除届を提出してください。届出を出していただかないと退所扱いになりません。退所希望の前月末までに提出が無い場合は、翌月分の利用料、おやつ代等を徴収いたしますのでご注意ください。

記入例

記入の際の注意点

①間違えて記入してしまった場合は二重線で訂正のうえ押印をお願いします。

【使用できない筆記用具等】

×鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープ

②シャチハタ印は利用できません。

生計維持者
(父又は母)

平成 年 月 日

住所 鏡石町中央59番地
保護者 氏名 鏡石 一郎 印
(電話 0248 -62 - 2210)

平成31年4月現在の学年を記入
クラスはわかる方のみ記入

放課後児童クラブ利用申込書

| | | | | | | |
|-----------------------------------|--|---|----------------------------|--------------|--|---|
| ふりがな 児童氏名 | かがみいし たろう 鏡石 太郎 | | 生年月日 | 平成24年5月5日 | | |
| 学校名 | 鏡石町立 第一 小学校 | | 学年 クラス | 1学年 組 | 性別 | <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 |
| 利用区分 (該当する番号を○で 囲んでください) | ① 鏡石一小放課後児童クラブ (1~6年生) 2. 鏡石二小放課後児童クラブ (1~6年生) | | | 申請区分 | | <input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 継続 |
| 同居の 家族の 状況 | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 勤務先及び学校名 | 電話番号 | |
| | 鏡石 一郎 | 父 | 38 | 鏡石町役場 | 62-2111 | |
| | 鏡石 花子 | 母 | 36 | 鏡石商店 | | |
| | 鏡石 アヤメ | 姉 | 13 | 鏡石中学校 | | |
| | | | | | | |
| 同居している家族全員記入 ※利用児童の名前は記入しなくてよい | | | | | | |
| 連絡が取りやすい方の名前を 左から順に記入 | | | | | | |
| 緊急時の連絡先 (氏名・児童との続柄) | 090-0000-0000 (鏡石 花子・母) | | 090-0000-0000 (鏡石 一郎・父) | | - - | |
| 児童の健康状態 | ① 良好 2. 持病等 () ※アレルギー等あれば記入してください | | | 児童の障害 の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> | |
| 習い事、塾等 | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | (習い事等の内容、曜日、時間) 例】サッカー(月・水)15:00~18:00 | | | | |
| 申請理由 | 例】両親共に就労しており、放課後から夕方にかけて子どもの面倒をみる事ができないため児童 クラブの利用を申請します。 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※家族に祖父母等が同居していれば、面倒をみる事ができない理由についても記入してください。

| | | | |
|----------|----|----------|----------|
| 受付年月日 | 可否 | 決定年月日 | 利用開始年月日 |
| 平成 年 月 日 | | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 |

*太枠の中は記入しないで下さい。